

【別紙】事例

	<p>在籍公立校に関する問題</p>	<p>オルタナティブ・スクールに通う多くの児童・生徒は地元の公立小・中学校に学籍を置いているが、オルタナティブ・スクールへの通学が公立校への出席として認められ、通学定期も発行されているケースが増えている。ところが一部の自治体や学校ではこれが認められないばかりか、親の希望にもかかわらず、強制的に公立校の学籍を外されているケースがある。(具体的には神戸市の小学校のケースが少なくとも5件以上ある)子供の教育・学習の機会を不当に奪うものであり、オルタナティブ・スクールに通うことのリスクや保護者の不安にもつながる。</p> <p>こうした問題に対し、保護者が希望すれば公立校への在籍が認められ、オルタナティブ・スクールへの登校に対して、通学定期が発行されることが確実にとなるような、法制・行政の整備を求めたい。</p>
	<p>受験に関する推薦・内申の問題</p>	<p>高校受験、中学受験の際に、内申書や推薦状が求められるケースがあるが、私立中学、高校の多くがオルタナティブ・スクールからの内申書や推薦状を直接受け取っている。一方、国公立高校・中学の多くと、私立高校の一部はオルタナティブ・スクールからでなく、在籍公立校からの内申書、推薦状でないといけないと言われる場合がある。在籍公立校に相談すると、オルタナティブ・スクールでの学習状況にかかわらず「内申書はオール1になります」と言われ、合格が難しくなる場合がある。子供の教育・学習の機会を不当に奪うものであり、オルタナティブ・スクールに通うことのリスクや保護者の不安にもつながる。</p> <p>こうした問題に対し受験の際には、受け入れ校側がオルタナティブ・スクールから直接内申・推薦書を受け取り、不当に不利な状況にならないことが確実にとなるような、法制・行政の整備を求めたい。</p>
<p>①オルタナティブ教育における民間教育の活用推進</p>	<p>フリースクール事業者の体験例</p>	<p>埼玉県吉川市在中のMさんは、中1から中3の1学期まで不登校。中3の6月にTフリースクールを訪れ、通うことが決まったので、Tフリースクールから在籍する中学校へ連絡。数日後学校へ訪問し、校長及び担任と面会する運びになった。</p> <p>(＊ちなみに、フリースクールは一般的に不登校の親からの話を聞く機会が多いので、学校へ対する不満が多い。しかし、初めて学校を訪問し、不登校生に対して行っていることを知ると、本当によくやっていると思った。相互理解が必要だと思った。)さらに校長はMさんと面識がないので、気付かれないよう、TフリースクールでのMさんを見学。その後、Tフリースクールの呼びかけで、近隣の学校や地元の「不登校の子を持つ親の会」などとの情報交換が始まり、「学びの会」を定期的に行っている。不登校生の原因や対応は様々で、それぞれの現場で悩みを抱えているのが現状なので、このような情報交換の場は、とても有意義であると思う(今後、市長も参加予定)。</p> <p>TフリースクールとMさんの担任とのコミュニケーションが取れてくると、Mさんも安心したからか、担任の先生と学校外では会えるようになってきた。そして、卒業式は1人だけの別室だったが、学校で挙げる事ができた。奇跡的だった。</p>
	<p>フリースクールの生徒評価に関する問題</p>	<p>フリースクールの生徒に対する評価(成績の付け方)が統一できないか。国立教育政策研究所は、不登校児童生徒の学校外での学習活動の評価を進める際の留意点として児童生徒の学ぶ意欲の向上が図られるような評価・評定となるよう、関係者で評価方法を不断に見直し、学習状況を適切に評価して指導に生かしていくことが大切と明言している。0及び1などの成績は生徒の将来や意欲の喚起に影響があると思われる。全国における評価の平準化が求められる。</p>
	<p>学習塾における活用例</p>	<p>◎学習塾だけでなく、フリースクール、放課後教室も行っていて、生徒一人ひとりにカウンセリングし、悩みなどをお聞きしてから、それぞれに合った勉強スタイルをご提案したり、子ども社会見学として世間での出来事やイベント等に参加するといった課外学習を行い、室外へ出かけることで記憶に残るような経験をしてもらっている。(兵庫県・創伸館)</p> <p>◎不登校児の「勉強のわからない所を見てほしい」「進路の相談をしたい」「外に出るきっかけがほしい」といった様々な想いをサポート。休校日を除く平日15時～17時、個別指導塾の自習スペースを無料で開放し、学習支援や悩み相談を行っている。自習スペースでは、自分のペースで自由に学習に取り組んでいる。質問や勉強方法に関する悩みには、教室長が丁寧にアドバイスしている。(個別指導塾スタンダード)</p> <p>◎発達に気になる子供に最適な学びを提供。生徒一人ひとりのニーズや特性に合わせて学習やソーシャルスキルアップをメインとした授業で子供の成長をサポート。発達障害児支援の専門家や、大学教授の監修による、教材やプログラムの開発。専門性の高い指導員の育成に力をいれている。(LITALICOジュニア)</p>

②学童保育、学校外指導等における民間教育の活用推進	【学童保育等】学習塾における実態の一例	政府は学童保育について来年度から平成31年度末まで、新たに30万人分の定員を増やす方針。放課後児童健全育成事業等を通じた民間の事業者の活用も期待される。しかし、学習塾事業者が自治体に対し申し入れたところ、①すでに業者が決まっている。②増設するなら既存の業者に依頼する。③新規参入は不可。④既存の業者に問題があった場合は声をかけるかもしれない。という対応。(千葉県浦安市など) 政府の方針と異なるので全国的に推進してほしい。
	【学童保育等】放課後等デイサービスに関する問題	障害のある就学児向けの学童保育にあたる放課後等デイサービスにおいて、配置すべき職員は「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上と定めている。利用目的によって「習い事型」「学童保育型」「療育型」に大別できるが、利用する児童生徒は主として小学・中学・高校生であり、保育の経験より学習塾講師が有する基本的技能が必要とされると考える。職員配置基準について検討を求めたい。
	【学校外指導】埼玉県における実情の一例	ある自治体では、学習塾が土曜・放課後授業の支援を市長に申し入れたものの、前向きに検討されることはなかった。一方で、別の自治体では、ここ数年定期試験前に学習塾の先生が補習授業を実施している。さいたま市では貧困家庭の子どもたちを支援するため、学生や退職後の先生たちを指導者とする無料塾が展開されているが、その教室数が数力所に留まり、遠距離の子どもたちには、敬遠されているのが実情である。
	【学校外指導】学校外指導における実情の一例	ある自治体では、低所得者世帯の生徒への補習について週2回程度、NPO法人に委託している。そのNPO法人は学習指導の経験がないのだが、学習塾に委託する予定はないという回答。学習塾でも希望するところには委託対象としてほしい。文部科学省の土曜日の教育活動推進プランで多様な主体による教育活動をうたい、企業、NPO、民間教育事業者などの対象と連携・協力すると明記しているが、民間教育事業者をさらに具体的に明示して活用を最大限推進してほしい。
	【学校外指導】地方自治体と学習塾団体との連携の一例	土曜・放課後における学習活動。自治体の事業を公益社団法人全国学習塾協会に委託。教科書の内容に合わせて予習中心に学習。受講生が生活保護法による生活扶助及び就学援助制度申請・認定あれば、受講料免除。(大阪府忠岡町など)